

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における申立期間①から⑩までに係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和63年7月は30万円、同年8月は32万円、同年9月から同年11月までは34万円、平成元年1月及び同年2月は32万円、同年3月及び同年4月は38万円、同年5月は24万円、同年6月は28万円、同年7月は26万円、同年8月は32万円、同年9月は30万円、同年10月は34万円、同年11月は30万円、同年12月は24万円、2年1月は22万円、同年2月から同年4月までは36万円、同年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月は36万円、同年8月は34万円、同年9月は32万円、同年10月は36万円、同年11月は38万円、同年12月は32万円、3年1月から同年3月までは34万円、同年4月は28万円、同年6月は34万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月は32万円、同年10月は30万円、同年11月は38万円、4年6月から同年8月までは32万円、同年9月は30万円、同年10月及び同年11月は32万円、5年6月は28万円、同年7月から同年9月までは32万円、同年10月は34万円、同年11月は30万円、同年12月は26万円、6年6月は28万円、同年7月から同年10月までは30万円、7年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月は28万円、同年8月から同年10月までは32万円、8年6月から同年9月まで、9年10月及び10年1月は30万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月は41万円、同年11月は36万円、同年12月は32万円、11年1月及び同年2月は38万円、同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は41万円、同年8月から同年11月までは38万円、同年12月、12年1月及び同年5月から同年8月までは34万円、同年9月は38万円、同年10月は44万円、同年11月は36万円、同年12月及び13年1月は34万円並びに同年2月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人のC株式会社における申立期間⑪から⑭までに係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成13年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月及び同年10月は41万円、同年11月は38万円、14年1月は41万円、同年6月は38万円、同年9月から同年11月までは36万円、15年5月は38万円、同年6月は41万円、同年7月及び同年8月は38万円、同年9月は36万円、同年10月は38万円、同年11月は36万円、16年1月及び同年2月は38万円、同年6月は34万円、同年7月は36万円並びに同年9月及び同年10月は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年7月4日から平成3年12月21日まで
② 平成4年5月18日から5年1月1日まで
③ 平成5年5月10日から6年1月1日まで
④ 平成6年5月2日から7年3月29日まで
⑤ 平成7年5月30日から8年3月16日まで
⑥ 平成8年6月1日から9年2月7日まで
⑦ 平成9年4月2日から10年2月8日まで
⑧ 平成10年5月1日から11年3月14日まで
⑨ 平成11年5月1日から12年2月12日まで
⑩ 平成12年5月1日から13年3月1日まで
⑪ 平成13年5月22日から14年2月9日まで
⑫ 平成14年5月15日から15年2月8日まで
⑬ 平成15年5月1日から16年3月19日まで
⑭ 平成16年6月21日から17年2月6日まで

申立期間①から⑩までの期間は、A株式会社で勤務した。

申立期間⑪から⑭までの期間は、C株式会社で勤務した。

年金記録を確認したところ、両事業所の標準報酬月額が、実際に受け取っていた月額給与よりも低額となっている。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑩までの期間について、申立人のA株式会社における標準報酬月額は、申立人の当該事業所に係る給与の振り込み額、雇用保険の離職時賃金日額及び同僚が所持している給与明細書の記録から、当該期間のうち、昭和63年7月は30万円、同年8月は32万円、同年9月から同年11月までは34万円、平成元年1月及び同年2月は32万円、同年3月及び同年4月は38万円、同年5月は24万円、同年6月は28万円、同年7月は26万円、同年8月は32万円、同年9月は30万円、同年10月は34万円、同年11月は

30万円、同年12月は24万円、2年1月は22万円、同年2月から同年4月までは36万円、同年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月は36万円、同年8月は34万円、同年9月は32万円、同年10月は36万円、同年11月は38万円、同年12月は32万円、3年1月から同年3月までは34万円、同年4月は28万円、同年6月は34万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月は32万円、同年10月は30万円、同年11月は38万円、4年6月から同年8月までは32万円、同年9月は30万円、同年10月及び同年11月は32万円、5年6月は28万円、同年7月から同年9月までは32万円、同年10月は34万円、同年11月は30万円、同年12月は26万円、6年6月は28万円、同年7月から同年10月までは30万円、7年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月は28万円、同年8月から同年10月までは32万円、8年6月から同年9月まで、9年10月及び10年1月は30万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月は41万円、同年11月は36万円、同年12月は32万円、11年1月及び同年2月は38万円、同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は41万円、同年8月から同年11月までは38万円、同年12月、12年1月及び同年5月から同年8月までは34万円、同年9月は38万円、同年10月は44万円、同年11月は36万円、同年12月及び13年1月は34万円並びに同年2月は32万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、上記資料等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記資料等で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和63年12月及び平成3年5月、申立期間②のうち、4年5月及び同年12月、申立期間③のうち、5年5月、申立期間④のうち、6年5月及び同年11月から7年2月までの期間、申立期間⑤のうち、7年11月から8年2月までの期間、申立期間⑥のうち、8年10月から9年1月までの期間、申立期間⑦のうち、9年4月から同年9月までの期間、同年11月及び同年12月、申立期間⑧のうち、10年7月については、申立人の当該事業所に係る給与の振り込み額等から推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っていることが確認できる。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間⑩から⑭までの期間について、申立人のC株式会社におけ

る標準報酬月額、申立人の当該事業所に係る給与の振り込み額、雇用保険の離職時賃金日額及び同僚が所持している給与明細書の記録から、当該期間のうち、平成13年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月及び同年10月は41万円、同年11月は38万円、14年1月は41万円、同年6月は38万円、同年9月から同年11月までは36万円、15年5月は38万円、同年6月は41万円、同年7月及び同年8月は38万円、同年9月は36万円、同年10月は38万円、同年11月は36万円、16年1月及び同年2月は38万円、同年6月は34万円、同年7月は36万円並びに同年9月及び同年10月は41万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、上記資料等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記資料等で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑪のうち、平成13年12月、申立期間⑫のうち、14年5月、同年7月、同年8月、同年12月及び15年1月、申立期間⑬のうち、15年12月、申立期間⑭のうち、16年8月及び同年11月から17年1月までの期間については、申立人の当該事業所に係る給与の振り込み額等から推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っていることが確認できる。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における申立期間①から⑫までに係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成元年7月から同年12月までは28万円、2年7月から同年12月まで、3年6月及び同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は28万円、同年10月は32万円、同年11月は34万円、4年5月は30万円、同年6月は36万円、同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年11月は30万円、5年7月は32万円、同年10月は28万円、同年11月は30万円、同年12月は24万円、6年5月は28万円、同年6月から同年10月までは30万円、同年11月は26万円、7年5月は28万円、同年6月から同年8月までは30万円、同年9月及び同年10月は32万円、同年11月は28万円、8年5月から同年9月までは32万円、同年10月、同年11月、9年9月及び同年10月は30万円、同年11月及び同年12月は28万円、10年1月は38万円、同年2月、同年6月から同年8月までは34万円、同年9月及び同年10月は44万円、同年11月は41万円、同年12月は34万円、11年1月は32万円、同年2月は36万円、同年6月は41万円、同年7月から同年9月までは38万円、同年10月及び同年11月は36万円、同年12月は34万円、12年1月は38万円、同年5月は36万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月は38万円、同年11月は36万円、同年12月から13年2月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人のC株式会社における申立期間⑬から⑳までに係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成13年7月及び同年8月は38万円、同年9月は34万円、同年10月及び同年11月は44万円、同年12月は34万円、14年1月は41万円、同年6月は34万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月は41万円、同年10月は44万円、同年11月は38万円、15年1月、同年6月及び同年7月は34万円、同年8月は41万円、同年9月は44万円、同年10月は41万円、同年11月及び16年1月は38万円、同年2月は34万円、同年6月及び同年7月は36万円、同年8月は32万円、同年9月は41万円、同年10月は47万円、18年6月は30万円、同年7月は34万円、同年8月は32万円、同年9月から同年12月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日：昭和32年生

住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 平成元年4月17日から2年1月1日まで
② 平成2年4月20日から3年1月1日まで
③ 平成3年4月11日から同年12月21日まで
④ 平成4年5月1日から5年1月1日まで
⑤ 平成5年5月1日から6年1月1日まで
⑥ 平成6年5月2日から7年1月1日まで
⑦ 平成7年5月1日から8年1月1日まで
⑧ 平成8年5月1日から同年12月21日まで
⑨ 平成9年5月1日から10年3月7日まで
⑩ 平成10年6月1日から11年3月14日まで
⑪ 平成11年6月1日から12年2月12日まで
⑫ 平成12年5月1日から13年3月15日まで
⑬ 平成13年6月18日から14年2月9日まで
⑭ 平成14年5月15日から15年2月15日まで
⑮ 平成15年5月16日から16年3月9日まで
⑯ 平成16年6月1日から17年1月16日まで
⑰ 平成17年4月20日から18年2月3日まで
⑱ 平成18年6月1日から19年3月11日まで
⑲ 平成19年6月11日から同年12月23日まで
⑳ 平成20年6月2日から21年3月6日まで
㉑ 平成21年6月1日から22年1月8日まで

申立期間①から⑫までの期間は、A株式会社で勤務した。

申立期間⑬から㉑までの期間は、C株式会社で勤務した。

年金記録を確認したところ、両事業所の標準報酬月額が、実際に受け取っていた月額給与よりも低額となっている。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑫までの期間について、申立人のA株式会社における標準報酬月額は、申立人の当該事業所に係る給与明細書、金融機関から回答のあった給与の振り込み額及び当該事業所に係る雇用保険の離職時

賃金日額の記録から、当該期間のうち、平成元年7月から同年12月までは28万円、2年7月から同年12月まで、3年6月及び同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は28万円、同年10月は32万円、同年11月は34万円、4年5月は30万円、同年6月は36万円、同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年11月は30万円、5年7月は32万円、同年10月は28万円、同年11月は30万円、同年12月は24万円、6年5月は28万円、同年6月から同年10月までは30万円、同年11月は26万円、7年5月は28万円、同年6月から同年8月までは30万円、同年9月及び同年10月は32万円、同年11月は28万円、8年5月から同年9月までは32万円、同年10月、同年11月、9年9月及び同年10月は30万円、同年11月及び同年12月は28万円、10年1月は38万円、同年2月、同年6月から同年8月までは34万円、同年9月及び同年10月は44万円、同年11月は41万円、同年12月は34万円、11年1月は32万円、同年2月は36万円、同年6月は41万円、同年7月から同年9月までは38万円、同年10月及び同年11月は36万円、同年12月は34万円、12年1月は38万円、同年5月は36万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月は38万円、同年11月は36万円、同年12月から13年2月までは34万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、平成3年5月、申立期間④のうち、4年10月及び同年12月、申立期間⑤のうち、5年5月、同年6月、同年8月及び同年9月、申立期間⑥のうち、6年12月、申立期間⑨のうち、9年5月から同年8月までの期間については、申立人の当該事業所に係る給与明細書等から確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間⑦のうち、平成7年12月については、申立人の当該事業所に係る給与の振り込み額等から推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を下回っていることが確認できる。

さらに、申立期間①のうち、平成元年4月から同年6月までの期間、申立期間②のうち、2年4月から同年6月までの期間、申立期間③のうち、3年4月については、申立人は、給与明細書等の資料を所持していない上、当該事業所では、「当時の資料を保管していない。」と回答しているほか、申立人の給与の振込先の金融機関においても、「当時の電算資料を保存していない。」と回答しており、このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑬から⑳までの期間について、申立人のC株式会社における標準報酬月額は、申立人の当該事業所に係る給与明細書、金融機関から回答のあった給与の振り込み額及び当該事業所に係る雇用保険の離職時賃金日額の記録から、当該期間のうち、平成13年7月及び同年8月は38万円、同年9月は34万円、同年10月及び同年11月は44万円、同年12月は34万円、14年1月は41万円、同年6月は34万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月は41万円、同年10月は44万円、同年11月は38万円、15年1月、同年6月及び同年7月は34万円、同年8月は41万円、同年9月は44万円、同年10月は41万円、同年11月及び16年1月は38万円、同年2月は34万円、同年6月及び同年7月は36万円、同年8月は32万円、同年9月は41万円、同年10月は47万円、18年6月は30万円、同年7月は34万円、同年8月は32万円、同年9月から同年12月までは34万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑬のうち、平成13年6月、申立期間⑭のうち、14年5月及び同年12月、申立期間⑮のうち、15年5月及び同年12月、申立期間⑯のうち、16年11月及び同年12月、申立期間⑰、申立期間⑱のうち、19年1月及び同年2月並びに申立期間⑲から⑳までの期間について、申立人の当該事業所に係る給与明細書から確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（B本社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和39年3月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月2日から同年4月2日まで
昭和36年8月にA株式会社（B本社）へ入社し、39年6月に退社するまで継続して勤務した。

申立期間は、A株式会社C工場から同社のB本社へ異動となった時期であるが、年金記録を確認したところ、厚生年金保険の加入記録が欠落していた。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒にA株式会社に勤務していたとする申立人の実兄の供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A株式会社C工場から同社（B本社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、A株式会社C工場での同被保険者資格喪失日（昭和39年3月2日）の記録に係る進達日が昭和39年3月31日と記載されていることから判断すると、同社同工場において同年4月2日に資格を喪失したものとは考え難いことから、同年3月2日に同社（B本社）に異動したものとするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社（B本社）における昭和39年4月の社会保険事務所（当時）の記録から1万2,000円と

することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は昭和61年3月*日に解散していることから不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

旭川国民年金 事案 657

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から50年3月まで

私の国民年金の加入手続は、時期は不明であるが父親が行ってくれたはずである。申立期間の国民年金保険料は、A農業協同組合（現在は、B農業協同組合）の組合員勘定により父親が納付してくれており、その後、父親が亡くなってから私が婚姻するまでの期間は母親が納付してくれていたはずである。

また、昭和50年4月に国民年金に加入したこととなっているが、当時、既に金銭管理は私自身で行っており、この時期に国民年金の加入手続をしたのであれば記憶にあるはずだが、そのような記憶は無い。

申立期間当時、両親の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、息子である私だけの保険料が未納となっているのは不自然であることから、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が国民年金への加入手続をし、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与していなかったことから、申立人に聴取しても具体的な状況が不明であるとともに、父親は既に他界している上、母親は当時の年金のことについてほとんど思い出せないとしており、申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述を得ることができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月25日に払い出されており、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、当該記号番号が払い出された時点では、申立期間の大

部分は時効により国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立期間は87か月と長期間であり、行政がこれだけの期間の事務処理を続けて誤るとは考え難い。

加えて、申立人の両親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。